

SHK制度改正を契機とした木材利用の推進 ～『森の国・木の街』づくり宣言への参画の募集～

- SHK制度において、木材利用による炭素貯蔵効果を位置付ける方向性が取りまとめられたところ。
- これを契機に、森林資源を循環利用し、全国で街の木造化を進める「森の国・木の街」の実現に向けて、多くの自治体や企業等に、『森の国・木の街』づくり宣言への参画を呼びかけ、木材利用の機運を高めていく。

「森の国・木の街」づくり宣言

①建築物の木造化などの木材利用

②木材利用の効果の見える化

に取り組むことを宣言するもの

- ・ 募集対象：自治体・企業等
- ・ 募集方法：林野庁HPで募集
- ・ 募集期間：令和7年10月1日
～令和8年3月31日



「森の国・木の街」づくり宣言



我が国の豊かな森林の恵みを未来へしっかりとつなぐためには、「植えて、育てる」ことに加え、「使う」ことが不可欠です。私たちは、森林の整備に繋がる木材の活用を通じて地球温暖化の防止に貢献するとともに、木とともに生きる地域の未来を育む「森の国・木の街」づくりに取り組むことをここに宣言します。

- ✓ 建築物の木造化などを積極的に推進し、木材利用を通じて地域の持続可能な発展に貢献します。
- ✓ 木材利用の促進に当たっては、SHK制度(温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度)などを積極的に活用し、地域の関係者と連携して、木材利用の効果を“見える化”していきます。



SHK制度（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度）

- ・ 地球温暖化対策推進法に基づき、温室効果ガスを一定量以上排出する者（CO₂換算で年間3,000トン以上排出する者など）に排出量の算定と国への報告を義務化している制度
- ・ 木材を使った建築物等を新築等により所有することとなった企業や自治体は、自らの排出量から、木材利用による炭素貯蔵量を差し引いて報告することができるよう改正予定（R8.4施行予定）